

京都市右京区市民憲章推進者表彰審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第1条の規定に基づき、京都市右京区市民憲章推進者表彰審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、右京区役所地域力推進室において行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。